

東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案（概要）

基本理念・国等の責務

- ・ 復旧を超えた抜本的な対策
- ・ 国民相互の連帯を基本に、協働と役割分担
- ・ 環境問題等の課題を解決する先導的施策
- ・ 何人も安全・安心、経済再生、絆の維持
- ・ 原発被災地域の復興についての配慮

復興の基本方針の樹立

東日本大震災復興対策本部

- ・ 総理が本部長、全閣僚等で構成
- ・ 復興の基本方針策定、各府省の施策の総合調整
- ・ 現地対策本部で現地レベルの調整

指令塔の確立

- 基本方針を策定、復興事業を総合調整
- 被災地域における一元的窓口

復興推進体制の見直し

- 復興庁の設置等に関し総合的に検討を行い、法の施行後1年以内を目途に必要な法制上の措置

東日本大震災復興構想会議

- ・ 関係地方公共団体の長、有識者で構成
- ・ 原発事故による被災地域の復興に関する特別の審議機関を別途設置可能

叡智の結集

- 復興に向けた指針の策定のための「復興構想」を提言
- 被災自治体の意見の反映

将来を見据えた復興を迅速に推進